

**PEFC INTERNATIONAL STANDARD**  
Requirements for PEFC scheme users

**PEFC ST 1003:2010**

**PEFC国際規格**

森林認証制度のための要求事項

**2010年11月26日**

---

---

持続可能な森林管理 — 要求事項



**PEFC Council**  
**((PEFC評議会))**

World Trade Center 1, 10 Route de l'Aéroport  
CH-1215 Geneva, Switzerland  
Tel: +41 (0)22 799 45 40, Fax: +41 (0)22 799 45 50  
E-mail: [info@pefc.org](mailto:info@pefc.org), Web: [www.pefc.org](http://www.pefc.org)

**著作権のお知らせ**

© PEFC Council 2010

この PEFC 文書は PEFC 評議会によって著作権が保護されています。この文書は PEFC 評議会のウェブサイト上、または請求によって入手可能です。

著作権の対象となるこの文書のどの部分についても、いかなる形や手段であっても PEFC 評議会の許可なく商業用の目的を以てこれを変更や訂正、再生、複製することは禁止されています。

この文書の唯一の正式文書は英語版です。この文書の翻訳文は PEFC 評議会や PEFC 各国認証管理団体による提供が可能です。不明な点は、英語版によって決定されます。

**文書名:** 持続可能な森林管理－要求事項

**文書記号:** PEFC ST 1003:2010

**承認:** PEFC 総会

**日付:** 2010 年 11 月 12 日

**発行日:** 2010 年 11 月 26 日

**発効日:** 2011 年 5 月 12 日

## 目次

目次	3
前書き	4
序文	5
1. 適用範囲	6
2. 規準文書	6
3. 用語と定義	6
4. 持続可能な森林管理規格の一般的な要求事項	8
5. 持続可能な森林管理規格の特定要求事項	8
5.1 基準 1：森林資源の維持および適切な増進と グローバルカーボンサイクルへの貢献	8
5.2 基準 2：森林生態系の健全性と活力の維持	9
5.3 基準 3：森林の生産機能の（木材および非木材）維持および促進	11
5.4 基準 4：森林の生態系における生物多様性の維持、保全、および 適切な増進	11
5.5 基準 5：森林管理における保護機能の維持および適切な増進 (特に水と土壌)	13
5.6 基準 6：その他の社会経済的な機能と条件の維持	13
5.7 基準 7：法的要求の遵守	15

参考文献：人工森林の場合の要求事項の解釈に関するガイドライン

## 前書き

PEFC 評議会 (the Programme for the Endorsement of Forest Certification schemes)は森林認証と林産品のラベル制度を通じて持続可能な森林管理の促進を図る世界的な団体であり、PEFC の認証主張やラベルは原材料の出处が持続可能に管理された森林であることの確証を顧客やエンドユーザーに提供する。

PEFC 評議会は、定期的な見直しを含む PEFC 評議会の要求事項への適合を求められる各国の森林認証制度の承認を行う。

この文書は、広範囲に渡るステークホルダー（関係者）の関与の下に、オープンで透明な、かつ協議およびコンセンサスをベースとする工程を踏んで策定されたものである。

PEFC 評議会テクニカル文書附属文書 3「森林認証制度とその実行」はこの文書により無効となり、代替される。

## 序文

持続可能な森林管理（SFM）とは、森林や林地を、その生物多様性、生産性、再生能力、活力、および生態学的、経済的、社会的な機能を現在および将来にわたって果たす潜在能力を維持することができる方法やペースで、他の生態系を害することなく、地域、国、そしてグローバルなレベルにおいて管理、使用すること、と定義される全体論的なアプローチである。

1992年のリオ国連環境開発会議以来、持続可能な森林管理はずっと国際的な審議や活動の主要な概念であった。その成果は、今日における持続可能な森林管理の原則、ガイドライン、基準および指標に関する国際的な政府間のレベルにおける幅広いコンセンサスとして結実している。その一例としては、非常に幅広い分野にわたる多数の関係者グループが関与する継続的なプロセスである欧州森林保護閣僚会議（MCPFE）がある。その他の類似な政府間プロセスとしては、モントリオール・プロセス（温帯および北方森林の保全のための基準および指標）、熱帯森林のための ITTO（国際熱帯木材機構）プロセス、または、アフリカの森林のための ATO（アフリカ木材機構）/ITTO、近東の森林のレパテリック・プロセス、アジアの乾燥の地域イニシアティブ、アフリカ乾燥地帯の持続可能な管理基準と指標、およびアマゾン森林の持続可能な管理のための基準と指標であるタラボト提案がある。

PEFC 評議会が各国の森林認制度とその森林管理規格に対して求める要求事項は、これらの政府間プロセスの成果を基にし、これを尊重するものである。

## 1. 適用範囲

この文書は、すべての林種の森林に適用される持続可能な森林管理基準に関する要求事項をその対象範囲とする。様々な林種の森林または地理的区域に関する要求事項の解釈は、この文書の付属書 1 に置かれる。

この文書に定められる要求事項は、PEFC 承認の申請に付される森林管理規格が反映すべきものである。これらの要求事項は、森林認証を申請する森林所有者や管理者、および、認証森林区域内で施業する下請け業者やその他の業者にも適用される。

## 2. 規準文書

国際連合食糧農業機構(FAO)、FAO 世界森林資源評価 2005、FAO 森林白書 147

ILO 条約第 87 号：結社の自由及び団結権保護条約 (1948 年)

ILO 条約第 29 号：強制労働条約 (1930 年)

ILO 条約第 98 号：団結権及び団体交渉権条約 (1949 年)

ILO 条約第 100 号：同一報酬条約 (1951 年)

ILO 条約第 105 号：強制労働廃止条約 (1957 年)

ILO 条約第 111 号：差別待遇（雇用及び職業）条約 (1958 年)

ILO 条約第 138 号：最低年齢条約 (1973 年)

ILO 条約第 169 号：原住民及び種族民条約 (第 169 号)

ILO 条約第 182 号：最悪の形態の児童労働条約 (1999 年)

国際連合、先住民族の権利に関する国際連合宣言、2007 年

残留性有機汚染物質に関するストックホルム条約、1998 年

## 3. 用語と定義

### 3.1

森林プランテーション、木材プランテーション、生産プランテーション

(Forest plantation/timber plantation/productive plantation)

外来種また時に在来種の森林または他の林地であり、主として木材または非木材製品の生産を目的として、新植または播種によって開設したもの。

注意書 1：木材または非木材製品の生産を目的として開設された外来種のすべての林分を含む

注意書 2：少数の樹種、（例えば造林のための）集中的な地作り、直線的な立木線、または／および同林齢の林分等に特徴づけられる在来種の区域を含めることができる

注意書 3：定義の適用にあたっては、各国の林業用語や法的な要求事項などを考慮することが求められる

### 3.2

森林 (Forest)

高さが5メートル以上、林冠の被覆率が10%以上の立木が生える0.5ヘクタール以上の土地、または、現状でこれらの条件を満たす木々。主として農業や都市利用付される土地は除外する。

注意書：森林の定義に関する詳細については、国際連合食糧農業機構の世界森林資源評価2005を参照のこと

### 3.3 森林の転用 (Forest Conversion)

人の直接的な介入による森林の他の用途への転用で、一次林の森林プランテーションへの転用を含む。

### 3.4 一次林 (Primary Forest)

在来種の森林であり、人による活動の明白な兆候がなく、生態系の推移が大きな阻害を受けていないもの。

注意書：人の介入による影響が少ない非木材の林産品が採集される区域も含む。多少の木が除去される場合もあり得る。

### 3.5 ILO 基本条約 (Fundamental ILO conventions)

ILO の統治組織によって就労の諸原則と諸権利に照らして「基本的」として定められた8つの条約。

(ILO29, 87,98,100,105,111,138 および 182) すなわち、結社の自由、団結交渉権の効果的な承認、あらゆる形の強制労働の撤廃、児童労働の効果的な撤廃、就労や職業上の差別待遇の撤廃、など。

### 3.6 遺伝子組み換え木 (Genetically modified trees)

遺伝的素材が、交配および/または自然の再結合など自然には起こり得ない形による変性を受けた木であり、遺伝子組み換えに関する特定の定義を定める関連法規がある場合は、それを考慮する。

注意書1：下記の技巧は、遺伝子組換え木を作成する遺伝子組換え技術であると考えられる。(EU ディレクティブ 2001/18/FC)

(1) どのような手段であれ、生物体の外部で作成された核酸分子をあらゆるウイルス、バクテリアプラスミドまたはその他のベクター系に挿入し、それを自然には発生しないが継続的な繁殖能力を有する宿主生物体に統合する遺伝子素材の新しい組み合わせの生成を伴う核酸の組み換え技術

(2) 生物体の外部で作成された遺伝性素材を生物体に直接導入することを伴う技術で、マイクロインジェクション、マクロインジェクションおよびマイクロエンキャプシュレーションを含む

(3) 二つ以上の細胞を自然には発生しない方法で融合することによって生細胞と新しい繁殖可能な遺伝子素材との組み合わせが生成される細胞融合(プロトプラスト融合を含む)またはハイブリダイゼーション技術

注意書2：下記の技術は、遺伝子組換え木の結果を生む遺伝子組換えとは考えない。

- (1) 試験管受精
- (2) 自然加工：例えば、接合、形質導入、形質転換
- (3) 倍数性誘導

## 4. 持続可能な森林管理規格の一般的な要求事項

4.1 地域、国、または国内各レベルの森林管理規格が定める持続可能な森林管理に関する要求事項は、下記を満たさなければならない。

a) すべての要求事項の意図が、森林管理の実行単位のレベルで完遂されることを確実にするため、森林管理実行単位のレベルまたはそれ以外の適切なレベルで適用すべきマネジメントとパフォーマンスに関する要求事項を盛り込むこと

注意書： 要求事項が森林管理実行単位以外（例：グループや地域レベル）で適用される例としては、森林の健康モニターなどがある。要求事項の目的は、地域レベルにおける森林の健康モニターとその結果の森林管理実行単位レベルへの伝達を通じて、各々の森林管理単位が個別にモニターする必要なしに達成できる。

b) 明瞭、客観性を基本とし、監査可能であること

c) 定められた森林区域内部で要求事項の遵守達成に計測可能な影響を及ぼすすべての施業者の活動に適用すること

d) 森林管理規格の要求事項への適合を証明する記録保管を要求すること

## 5. 持続可能な森林管理規格の特定要求事項

### 5.1 基準 1：森林資源の維持および適切な増進とグローバルなカーボンサイクルへの貢献

5.1.1 森林管理計画は、森林やその他林地の維持、増進を目指し、さらに、土壌や水源など森林資源が有する経済、環境、文化、社会的価値の質を増大することを目指さなければならない。この実行のためには、土地使用計画や自然保護など関連サービスを最大限に活用しなければならない。

5.1.2 森林管理は、インベントリーと計画、実行、モニタリング、評価からなるサイクルによって構成され、森林管理施業が及ぼす社会、環境、経済上の影響に関する適切な評価を盛り込まなければならない。これは、負の影響を極小または回避するために継続的な改善のサイクルのベースを形成しなければならない。

5.1.3 森林資源のインベントリーと地図化が、該当地域や国の状況に適切かつこの文書で解説されるテーマに準じて実行、維持されなければならない。

5.1.4 森林区域のサイズや使用に照らして適切な管理計画又はそれに相当する物を作成し、定期的に更新しなければならない。それらは、法律および現存する土地使用計画に基づくものでなければならない。関連する森林資源を適切に対象範囲に含めなければならない。

5.1.5 管理計画又はそれに相当する物は、少なくとも現状の森林管理実行単位に関する説明、その長期的な目的、およびその年次平均許容伐採とその正当な理由、さらに当てはまる場合は、非木材林産品の年次許容収穫について盛り込まなければならない。

注意書：非木材林産品の年次許容収穫の確認は、非木材林産品の持続可能性に影響を与えるレベルの商業用収穫が森林管理計画の対象範囲に含まれる場合に要求される。



5.1.6 適用範囲および規模の上で適切であり、採用される森林管理方法に関する情報を含む森林管理計画またはそれに相当する物の概要は、一般にも入手可能であること。この概要からは、機密事項、個人情報およびその他国法や文化的区域や繊細な自然財産などの側面を有する区域の保護を目的に機密扱いされる情報などを除外することができる。

5.1.7 森林資源のモニタリング又はそれに相当する物は、定期的に行われ、その結果は計画の工程にフィードバックされなければならない。

5.1.8 持続可能な森林管理の責任者は、明確に規定し、指名しなければならない。

5.1.9 森林管理の実行は、伐採と成長の間のバランスを図り、森林、土壌または水質への直接的および間接的な影響を最小化する技術を優先することにより森林資源の量と質を中長期的に保全しなければならない。

5.1.10 経済、環境および社会的に望ましい成長蓄積のレベルを維持またはそれに到達するために適切な造林方法が取られなければならない。

5.1.11 一次林の森林プランテーションへの転換を含む森林の他の種類の土地への転用は、下記による転用を含めた正当化可能な状況以外は、発生してはならない。

- a) 土地使用や森林管理に関連する国や地域の政策や法規制に見合った転用であり、政府やその他の公式な当局によって統治される国や地域の土地使用計画の結果であるもので、実質的かつ直接的な関係者や関係団体との協議を含むものであり、かつ
- b) 林種の少量部分を含むものであり、かつ
- c) 絶滅の恐れがある（脆弱、稀有、または絶滅危惧を含む）森林生態系、文化的・社会的に重要な区域、絶滅の恐れがある種の生息地、またはその他の保護区域に悪影響を及ぼさないこと、かつ
- d) 長期的な保全、経済的や社会的な恩恵に寄与する、こと。

5.1.12 遺棄された農地や木のない土地の森林への転換も、それが、経済、環境、社会的・文化的な価値を増加するものであれば考慮の対象にされなければならない。

## 5.2 基準 2：森林生態系の健全性と活力の維持

5.2.1 森林管理計画は、造林による手段が可能な限りにおいて、森林生態系の健全性と活力の維持、増大、さらに、劣化した森林生態系の修復を目指さなければならない。

5.2.2 森林の健全性及び活力は、特に、例えば、有害小動物、病気、過放牧、家畜の過剰在庫、火災などや気候的要因、空気汚染物質、森林管理施業等に起因する災害など森林生態系の健全性や活力に潜在的な影響を及ぼす主要な生物的及び非生物的の要素に関して、定期的なモニターしなければならない。

5.2.3 森林生態系の健全性と活力のモニタリングと維持は、自然発生的な火災、虫害、その他の障害を勘案しなければならない。

5.2.4 森林管理計画又はそれに相当する物は、森林生態系の劣化や損傷のリスクを極小化するための方法や手段を特定しなければならない。森林管理計画はそれらの行為を支援するために制定されたこれら政策手段を活用しなければならない。

5.2.5 森林管理の実践においては、経済的実効性が見込まれる限り、森林の健全性と活力を維持、拡大するために、自然の構造と過程を活用し、生物学的予防措置を最大限に活用しなければならない。森林の安定性、活力、劣悪な環境要素に対する抵抗力などを増進し、自然調節のメカニズムを強化するために、適正な遺伝種や構造的な多様性が維持、促進されなければならない。

5.2.6 点火は回避しなければならないが、関係森林管理者ユニットの管理目標の達成のために必要な場合だけ許容される。

5.2.7 現地条件に相応しい樹種やプロブナンスによる再造林や造林など適切な森林管理の実践、または水質や土壌の損害を最小化する手入れ、伐採、運送のテクニックを使用しなければならない。森林管理の施業中のオイル漏れ、または、林地上への無差別的な廃棄は厳格に回避されなければならない。非オーガニック系の廃棄物やごみは回避し、収集、貯蔵は指定された離れた場所に環境上の責任ある方法でされなければならない。

5.2.8 殺虫剤の使用は最小限に限り、適切な造林代替法やその他の環境上の措置が優先されるべきである。

5.2.9 WHO のタイプ 1A および B1 の殺虫剤およびその他毒性の高い殺虫剤は、他に利用可能な代替品がない場合を除き、禁止しなければならない。

注意書：WHO のタイプ 1A および B1 の殺虫剤の例外使用に関しては特定の森林管理規格によって規定しなければならない。

5.2.10 殺虫剤に関しては、その派生物質が意図した使用期間を超えて生物学的な活性を保ち、食糧連鎖の中でインベントリーする塩素化炭化水素や、その他国際的な合意によって禁止されているものは禁止しなければならない。

注意書：「国際的な合意によって禁止された殺虫剤」とは、残留性有機汚染物質 2001 とその修正版によって定められる。

5.2.11 殺虫剤の使用は、該当の殺虫剤の製造者による指示に従い、適切な設備と訓練をもって実行しなければならない。

5.2.12 肥料は、管理された方法で十分な環境への配慮をもってが使用しなければならない。

### 5.3 基準 3：森林の生産機能の（木材および非木材）維持および促進

5.3.1 森林管理計画は、森林が一定範囲の木材及び非木材生産物や林産サービスを持続可能な方法で生産できる能力を維持することを目指したものでなければならない。

5.3.2 森林管理計画は、林産品や林産サービスすべてに関する入手可能な市場調査や新しい市場機会や経済活動に関する可能性を考慮し、健全な経済的成果を達成することを目指すものでなければならない。

5.3.3 森林管理計画又はそれに相当する物は、管理下にある森林区域の異なる使用や機能を考慮しなければならない。森林管理計画は、森林による商用及び非商用の林産品や林産サービスの生産をサポートするために制定されたこれらの政策手段を最大限に利用しなければならない。

5.3.4 森林管理の実行は、森林資源を維持、改善し、商品やサービスの長期にわたる多様な生産を促進することを視野に入れなければならない。

5.3.5 森林管理の実践は、森林資源を維持、改善し、商品やサービスの長期にわたる多様な生産を促進することを視野に入れ、その質が確認されたものでなければならない。

5.3.6 木材や非木材の林産品の収穫水準は、長期的に持続可能な比率を超えてはならない。また、収穫された林産品は、養分の排出\*を十分に考慮し、最適利用されなければならない。

\*伐採によって除去されるバイオマスによる林分の養分排出

5.3.7 狩猟や釣りを含む非木材生産物の搾取は、それが施業計画に入っており、その責任を森林管理者が負う場合は、これを規制、監視、管理をしなければならない。

5.3.8 道路、滑り道、橋は、環境への影響を最小限に抑えつつ、生産品やサービスの効率的な提供を確実にするために計画、敷設および維持をしなければならない。

### 5.4 基準 4．森林生態系における生物多様性の維持、保全、及び、適切な増進

5.4.1 森林管理計画は、生態系、種および遺伝子レベルにおける多様性、さらに適切ならば、景観レベルにおける多様性をも維持、保存、増進することを目指したものでなければならない。

5.4.2 森林管理計画、森林資源の陸上インベントリ、地図作成などには、下記の集中が見られる環境上重要な区域の確認、保護、保全をしなければならない。

- a) 水辺域や湿地帯ビオトープなど希少、繊細、保護管理下にある生態系
- b) 特有種や認知された参照リストに規定される絶滅が危惧される種の生息地

c) 遺伝的な原来資源(in situ resource) で絶滅が危惧され、保護下にあるもの、および下記の勘案

d) 自然発生種の自然な分布や豊富さを有し、世界的、地域的、国家的に重要で大規模な景観

注意書：これは、これらのビオトープの生物多様性の価値を損ねない森林管理行為を必ずしも排除しない。

5.4.3 保護され、絶滅の危惧がある動植物種は商業目的の搾取をしてはならない。必要な場合は、それらの保護、また当てはまれば、その生息数の増加のための措置を取らなければならない。

5.4.4 森林管理は、天然更新、またはそれが適切でなければ、森林資源の量と質を確実にするに相応しい植林を通じた好結果な再生を確実にしなければならない。

5.4.5 造林および再造林のために、その地の現場条件によく順応した天然種や現地のプロブナンス<sup>1</sup>を起源とするものを優先しなければならない。外来種、プロブナンス、その他の変種は、生態系や天然種と現地プロブナンスの遺伝的統合性への影響が査定され、その結果が否定的な場合は影響が回避又は最小化できる場合のみ、これを使用しなければならない。

注意書：絶滅が危惧される生態系、生息地、又は種を脅かす外来種による影響の予防、導入、影響の軽減に関する生物多様性条約（CBD）指針原則は、侵入種の回避のためのガイダンスとして認められる。

1：育成地の条件によって外見に多少差異のある同一樹種の樹木の差異ごとの集団の種類

5.4.6 生態学的なコネクティビティーの改善や回復に貢献する造林、再造林の行為が奨励されなければならない。

5.4.7 遺伝子組み換え木は使用してはならない。

注意書：遺伝子組み換え木の使用に対する規制は、予防原則に則って採用された。遺伝子組み換え木が、人間や動物の健康や環境の上に及ぼす影響が従来の方法による遺伝子改良を受けたものと同等あるいはそれ以上に肯定的なものであるという十分な科学的データが揃うまで、いかなる遺伝子組み換え作物も使用されない。

5.4.8 森林管理の実践は、適切であれば、例えば、異齢林および樹種が多様な混交林など水平および垂直的な構造的多様性を促進しなければならない。適切であれば、管理の実践は、景観の多様性維持、回復することを狙うものでなければならない。

5.4.9 適切な場所における雑木林など価値ある生態系を作り上げた伝統的な管理システムは、経済的に見合うものであれば、サポートしなければならない

5.4.10 手入れや伐採などの施業は生態系への長期的な損傷を引き起こさない方法で実行されなければならない。出来る限り、生物多様性を改善または維持するための実際的な方法を取らなければならない。

5.4.11 社会基盤は、生態系、特に稀有、繊細、または代表的な生態系や遺伝子の保存に対する損傷を最小化し、危惧種やその他の主要種、特にその渡りのパターンを勘案して計画、建設しなければならない。

5.4.12 管理目的に関しは、動物人口と放牧とその森林の更新と成長および生物多様性に及ぼす圧力との均衡を図る手段が講じられなければならない。

5.4.13 枯れた立木や倒木、樹洞のある木、古い木立、特別に稀有な樹種は、その森林の健全性と安定性および周辺の生態系に与える潜在的な影響を考慮した上で、生物多様性を守るに必要な量や分布で残さなければならない。

## 5.5 基準 5：森林管理における保護機能の維持および適切な増進 (特に水と土壌)

5.5.1 森林管理計画は、インフラストラクチャの保護、土壌浸食からの保護、水源の保護、洪水や雪崩などの有害な影響からの保護など、社会のための森林の保護機能を維持、増進することを目指すなければならない。

5.5.2 社会のために特定かつ確認された保護機能を果たしている区域は登録および地図化しなければならない。森林管理計画やその相当物はこれらの区域に関する全責任を負わなければならない。

5.5.3 繊細な土壌、侵食傾向のある区域、及び、施業が土壌の水流への過剰侵食を引き起こす可能性がある区域での林業施業には、特別な注意を払わなければならない。深い土壌の耕作や不適切な機械の使用など不適切なテクニックはこうした区域では回避しなければならない。動物人口の圧力を最小にする特別な措置が取られなければならない。

5.5.4 水資源の質、量への悪影響を回避するために、水源保護機能を有する森林地帯で行われる森林管理には特別な注意が払われなければならない。化学物質やその他の有害物質の不適切な使用、水質に有害な影響を及ぼす不適切な造林の実行などは回避されなければならない。

5.5.5 道路、橋、その他のインフラの建設にあたっては、裸地土壌の露出を最小化し、土壌の水流への流出を防ぐ方法を用い、流水路や河床の天然水準や機能を保全する方法で行われなければならない。適切な道路排水を設置、維持しなければならない。

## 5.6 基準 6：その他の社会経済的な機能と条件の維持

5.6.1 森林管理計画は、森林が社会に果たす多くの機能を尊重することを目指し、農村開発における森林の役割、特に、森林の社会経済的機能に関連する新規の雇用機会を十分勘案しなければならない。

注意書：農村開発の活性化は、先住民を含む地元民の訓練や雇用、木材や非木材生産品の現地加工の優先などによって達成可能である。

5.6.2 森林の管理は、該当森林管理区域の内部または周辺にある共同体の長期的な健康と福祉を促進するものでなければならない。

5.6.3 関連森林地域に関して、財産の所有権、土地の保有権の手配等を文書によって明確に規定し、確立しなければならない。同様に、林地に関する法的、慣習的、伝統的な諸権利は明確化され、認識、尊重されなければならない。

5.6.4 森林管理行為は、権利所有者による自由で、事前の、そして正しい情報を得た上での同意（インフォームドコンセント）なしには侵害をしてはならない ILO 条約 169 号および先住民族の権利に関する国際連合宣言などに記述される確立された（当てはまる場合は弁償の提供も含む）法的、慣習的、伝統的な諸権利を認めた上で、実行しなければならない。権利の範囲がまだ解決されていない、または、紛争中である場合は、正当で公正な解決の工程が決められていること。その様な場合、森林管理者は、当面の措置として、認証に関わる政策や法律が定める工程、役割および責任を尊重しつつ、関係者が森林管理上の意思決定に有効な参加ができる機会を提供しなければならない。

5.6.5 レクリエーションを目的とした森林の適切な一般公開は、所有権やその他の諸権利、森林資源や生態系への影響、森林の他の機能との両立性などを尊重した上で、提供しなければならない。

5.6.6 特定の歴史的、文化的、心霊的重要性が認められた区域や地元共同体の基本的なニーズ（健康や存続）を満たすに重要な場所は、その場所の重要性を十分に考慮をする形で保護、管理しなければならない。

5.6.7 森林管理の実践にあたっては、すべての社会経済的機能、特に森林のレクリエーション機能や多様な森林構造を維持し、魅力ある木や木立ち、色、花、果物などその他の特徴を強調することによる美的価値への考慮がなされなければならない。しかし、これらは森林資源や林地に重大な悪影響を及ぼさない方法や程度で実行しなければならない。

5.6.8 この規格が解説する管理計画や実践のための前提条件として、森林管理者、下請け業者、従業員、森林所有者などは、十分な情報の提供を受け、持続可能な森林管理に関する継続的な訓練を通じて最新情報に通じることを奨励しなければならない。

5.6.9 森林管理の実践には、例えば、地元の共同体、森林所有者、NGO や地域住民など、現地の森林に関する経験や知識を最大限に活用しなければならない。

5.6.10 森林管理は、地元の住民やその他のステークホルダーと持続可能な森林管理に関する効果的なコミュニケーションと協議の場、および、持続可能な森林管理に関する施業者と地元住民の間の苦情や紛争を解決するための適切なメカニズムを提供しなければならない。

5.6.11 森林施業の作業は、健康や事故に関わるリスクを確認し、作業に関連するリスクから作業者を保護するためのあらゆる適切な手段が取られる形で計画、組み立て、実施されなければならない。

5.6.12 作業の条件は安全でなければならない。森林施業の任務を受けた全ての者に、安全な作業の慣行に関する指導や訓練が提供されなければならない。

注意書：各国の森林認証制度のための特定のガイダンスは、林業における安全と衛生の ILO 実施基準から入手可能である。

#### 5.6.13 森林管理は ILO 基本条約を遵守しなければならない。

注意書：ILO 基本条約が批准されている国においては、5.7.1 項の要求事項が適用される。ILO 基本条約が批准されておらず、その内容が関連法規の適用範囲にない国においては、森林管理基準の中で特定の要求事項を盛り込まなければならない。

5.6.14 森林管理は、特に科学的な研究結果に基づかなければならない。森林管理は、研究活動や持続可能な森林管理が求めるデータの収集に貢献し、適切なら、その他の組織による関連研究活動をサポートしなければならない。

### 5.7 基準：法的要求の遵守

5.7.1 森林管理は、森林管理の実行、自然や環境の保護、保護種・絶滅危惧種、先住民の財産、土地使用条件や土地使用権、健康、労働、および安全の問題、使用料と税金など森林管理に関わる問題に適用される法律を遵守しなければならない。

注意書：欧州連合と生産国の間に FLEGT (EU の森林法執行・ガバナンス・貿易) 及び VPA (自主的 2 国間協定) を締結している国にあっては、「森林管理に適用される法律」は VPA の合意によって規定される。

5.7.2 森林管理は、違法伐採、違法土地使用、違法な火付け、その他の違法行為等の無認可行為から森林を適切に保護する処置を取らなければならない。

参考文献

持続可能な森林管理のための汎欧州施業ガイドライン（PEOLG）、1998年にリスボンで開催された欧州森林保護閣僚会議(MCPEE)の議決 L2 付属文書 1

付属文書 1：人口森林(プランテーション)の場合の要求事項の解釈に関するガイドライン

要求事項	人口森林の場合の解釈
<p>5.1.1 森林管理計画は、森林やその他林地の維持、増進を目指し、さらに、<b>土壌や水源など森林資源が有する経済、環境、文化、社会的価値の質を増大</b>することを目指さなければならない。この実行のためには、土地使用計画や自然保護など関連サービスを最大限に活用しなければならない。</p> <p>5.2.1 森林管理計画は、造林による手段が可能な限りにおいて、<b>森林生態系の健全性と活力の維持、増大</b>、さらに、劣化した森林生態系の修復を目指さなければならない。</p> <p>5.2.5 森林管理の実践においては、経済的実効性が見込まれる限り、<b>森林の健全性と活力を維持、拡大</b>するために、自然の構造と過程を活用し、生物学的予防措置を最大限に活用しなければならない。<b>森林の安定性、活力、劣悪な環境要素に対する抵抗力</b>などを増進し、<b>自然調節のメカニズムを強化</b>するために、<b>適正な遺伝種や構造的な多様性が維持、促進</b>されなければならない。</p> <p>5.3.3 森林管理計画又はそれに相当する物は、管理下にある森林地域の異なる使用や機能を勘案しなければならない。森林管理計画は、森林による<b>商用及び非商用の林産品や林産サービスの生産</b>をサポートするために制定されたこれらの政策手段を最大限に利用しなければならない。</p> <p>5.4.1 森林管理計画は、<b>生態系、種および遺伝子レベルにおける多様性</b>、さらに適切ならば、<b>景観レベルにおける多様性</b>をも維持、保存、増進することを目指したものでなければならない。</p> <p>5.6.7 森林管理の実践にあたっては、<b>すべての社会経済的機能、特に森林のレクリエーション機能や多様な森林構造を維持し、魅力ある木や木立ち、色、花、果物などその他の特徴を強調</b>することによる美的価値への考慮がな</p>	<p><b>5.1.1、5.2.1、5.2.5、5.3.3、5.4.1、5.6.7</b>は、人工林の場合の個別林分には適用できず、早生樹の林分が緩衝区域や環境、生態、文化および社会的な機能に供される休耕区域などによって補完される場合は、全森林管理ユニット内部のより大きなスケール（バイオリージョナル）で考慮されなければならない。</p> <p>景観や生物多様性の価値、水質や土壌の保護を拡充するために、緩衝区域や保全休耕区域の規模と分布は、プランテーションの開設準備の段階で社会、環境、生態的評価に基づいて確認し、続く再植林の段階でレビューしなければならない。</p>



<p>されなければならない。しかし、これらは森林資源や林地に重大な悪影響を及ぼさない方法や程度で実行しなければならない。</p>	
<p><b>5.1.11 一次林の森林プランテーションへの転換</b>を含む森林の他の種類の土地用途への転用は、下記による転用を含めた正当化可能な状況以外は、発生してはならない。</p>	<p>「一次林の森林プランテーションへの転換を含む森林の他の種類の土地用途への転用」に関する要求事項は、「正当化できる状況」以外の状況で<b>2010年12月31日</b>以後の転用によって開設されたプランテーションは、この要求事項を満たさず、認証には不適格であることを意味する。</p>
<p><b>5.3.6 木材や非木材の林産品の収穫水準</b>は、長期的に持続可能な比率を超えてはならない。また、収穫された林産品は、<b>養分の排出*</b>を十分に考慮し、最適利用されなければならない。 *伐採によって除去されるバイオマスによる林分の養分排出</p>	<p>森林プランテーションの場合の「養分の排出」に関する要求事項は、その増大する重要性を考慮し、また生産サイクルの計画および管理の段階の重要な部分でなければならない。</p>
<p><b>5.4.2 森林管理計画、森林資源の陸上インベントリ、地図作成など</b>には、下記の集中が見られる<b>環境上重要な区域の確認、保護、保全</b>をしなければならない。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>a) 水辺域や湿地帯ビオトープなど希少、繊細、保護管理下にある生態系</li> <li>b) 特有种や認知された参照リストに規定される絶滅が危惧される種の生息地</li> <li>c) 遺伝的な原来資源(in situ resource)で絶滅が危惧され、保護下にあるもの、および下記の勘案</li> <li>d) 自然発生種の自然な分布や豊富さを有し、世界的、地域的、国家的に重要で大規模な景観</li> </ul> <p><b>5.4.5 造林および再造林のために、その地の現場条件によく順応した天然種や現地のプロバンス<sup>1</sup></b>を起源とするものを優先しなければならない。外来種、プロバンス、その他の変種は、生態系や天然種と現地プロバンスの遺伝的統合性への影響が査定されているもののみを使用しなければならない。</p> <p><b>5.4.8 森林管理の実践は、適切であれば、例えば、異齡林および樹種が多様な混交林など水平および垂直的な構造的多様性を促進しなければならない。適切であれば、管理の実践は、景観の多様性維持、回復することを狙うものでなければならない。</b></p>	<p><b>5.4.2</b>に規定される要求事項は、主として森林プランテーションの開設の段階で対応しなければならない。また、これらの区域は緩衝区域や環境、生態、文化および社会的な機能に供される休耕区域などの一部を形成しなければならない。</p> <p><b>5.4.5、5.4.8、5.4.9、5.4.13</b>の要求事項は、通常、早成樹種には適用せず、早成樹種の林分を補完する緩衝区域や環境、生態、文化および社会的な機能に供される休耕区域において主として実行すべきものとして理解しなければならない。</p>

<p>5.4.9 適切な場所における雑木林など価値ある生態系を作り上げた<b>伝統的な管理システム</b>は、経済的に見合うものであれば、サポートしなければならない</p> <p>5.4.13 枯れた立木や倒木、樹洞のある木、古い木立、特別に<b>稀有な樹種</b>は、その森林の健全性と安定性および周辺の生態系に与える潜在的な影響を考慮した上で、生物多様性を守るに必要な量や分布で残さなければならない。</p>	
<p>5.4.5 造林および再造林のために、その地の現場条件によく順応した天然種や現地のプロブナンス<sup>1</sup>を起源とするものを優先しなければならない。<b>外来種、プロブナンス、その他の変種は、生態系や天然種と現地プロバンスの遺伝的統合性への影響が査定され、その結果が否定的な場合は影響が回避又は最小化できる場合のみ、これを使用しなければならない。</b></p>	<p>「外来の種、プロブナンス、および変種」による影響の査定は、早成樹種の林分の重要性が増大したこととして理解し、また生産サイクルの計画および管理の諸段階の重要な部分を形成するものでなければならない。</p>